

以下に掲載する関係法令等は、あくまで参考として例示したものです。
太陽光発電事業者の責任において、法令等を所管する行政機関に照会する等により、最終的な確認・判断を行ってください。

担当課	関係法令等	規制等の対象となる行為（概要）
農業委員会事務局	「農地法」 第4条、第5条	農地を、農地以外のものにする行為
農林課	「農業振興地域の整備に関する法律」 第13条、第15条の2	農業振興地域整備計画の変更
	「森林法」 第10条の8	森林計画対象の民有林における立木の伐採
建築課	「建築基準法」 第6条第1項、第48条、第88条第1項・第2項	建築物の新築、増築、改築または移転、大規模の修繕または大規模の模様替
	「都市計画法」 第29条	一定規模以上の開発行為や建築行為
	「宅地造成及び特定盛土等規制法」 第12条	一定規模以上の造成行為
管理課	「道路法」 第24条、第32条	道路（法面、側溝等を含む）の形状を変更する行為（道路の形状変更）や、道路に一定の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用する行為（道路の占用）
都市づくり推進課	「生駒市風致地区条例」	風致地区内で行う一定の建築等の行為
	「地区計画」	地区計画区域内で行う一定の建築等の行為
	「生駒市景観条例」	土地に自立して設置する一定の太陽光発電設備、建築物の屋根や屋上等に設置する太陽光発電設備の新築、増築、改築、移転または外観を変更することになる修繕、模様替もしくは色彩の変更をすることになる場合で、一定規模以上の行為
	「景観法」 第16条	
	「生駒市屋外広告物規則」	一定の屋外広告物を掲出する行為
	「公有地の拡大の推進に関する法律」 第4条	一定条件の土地を有償で譲渡する行為
	「国土利用計画法」 第23条	一定面積以上の大規模な土地取引
学研推進課	「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」 第7条	土地区画整理事業によらない土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築
生涯学習課	「文化財保護法」 第125条	指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地において行う一定の現状変更等の行為
	「奈良県文化財保護条例」 第45条	
	「生駒市文化財保護条例」 第10条	
	「文化財保護法」 第93条	埋蔵文化財包蔵地の範囲内において行う一定の掘削作業等の行為
商工観光課（観光振興室）	「自然公園法」 第20条、第21条、第33条	工作物の新築・改築・増築
	「奈良県立自然公園条例」 第17条、第19条	※区域の確認及び申請書の提出については商工観光課（観光振興室）、申請にかかる事前協議については奈良県自然環境課に問合せください。 https://www.pref.nara.jp/37154.htm
消防 予防課	「生駒市火災予防条例」 第44条（火を使用する設備等の設置の届出）	全出力50kWを超える高圧または、特別高圧の変電設備や容量が20kWhを超える蓄電池設備を太陽光発電設備と併せて設置するとき